

指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度: 令和6年度)

施 設 の 名 称	宮城県母子・父子福祉センター
指 定 管 理 者 の 名 称	公益財団法人宮城県母子福祉連合会
施 設 所 管 部 課 (室)	保健福祉部子ども・家庭支援課

1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘 要
平成24年 4月 ～平成27年 3月	指定管理	公益財団法人宮城県母子福祉連合会	H25.4から公益
平成27年 4月 ～令和 2年 3月	指定管理	公益財団法人宮城県母子福祉連合会	
令和 2年 4月 ～令和 7年 3月	指定管理	公益財団法人宮城県母子福祉連合会	

※ 管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入

2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名 称	公益財団法人宮城県母子福祉連合会
	所在地	仙台市宮城野区安養寺3丁目7番3号
指 定 期 間	令和 2年 4月 1日 ～ 令和 7年 3月31日 (5か年)	
募 集 方 法	☒ 公募 ☐ 非公募	

3. 施設の概要【施設所管課記入】

施 設 の 名 称	宮城県母子・父子福祉センター	
所 在 地	仙台市宮城野区安養寺3丁目7番3号	
設 置 年 月	昭和55年4月	
根 拠 条 例 等	母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子父子家庭の母・父の就業支援特別措置法、母子・父子福祉センター条例	
設 置 目 的	各種相談、生活指導及び就業支援など母子家庭等の福祉増進のための便宜を総合的に供与することを目的としている。	
施 設 の 内 容	敷 地 面 積	1, 865 m ²
	構 造	鉄筋コンクリート3階建て
	内 容	会議室、事務室、応接室、保育室、相談室、倉庫、食堂、講習室 (厨房、浴室、調理室、談話室等は休止している)
開 館 (所) 日	次に掲げる休業日を除く日 休業日:火曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日まで	
開 館 (所) 時 間	午前9時00分 ～ 午後5時00分	
指 定 管 理 者 が 行 う 業 務 の 範 囲	(1)母子・父子福祉センターの使用許可に関すること (2)母子・父子福祉センターの維持管理に関すること (3)ひとり親家庭の父及び母並びに寡婦の各種相談に関すること (4)ひとり親家庭の父及び母並びに寡婦に対する生活指導及び生業の指導に関すること (5)ひとり親家庭の父及び母並びに寡婦の就業に必要な技能の講習、研修に関すること (6)その他知事が必要と認める業務	
利 用 料 金 制	採 用 の 有 無	☐ 有 ☒ 無
	利 用 料 金 の 名 称	

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (6 年度) (A)	前 年 度 (5 年度) (B)	評価対象年度 (6 年度) (C)		
開館(所)日数	239 日	243 日	239 日	100.0%	98.4%
延べ利用者数	1,800 人	2,224 人	1,730 人	96.1%	77.8%

※ 対象施設が複数ある場合は施設ごとに記入

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (6 年度) (A)	前 年 度 (5 年度) (B)	評価対象年度 (6 年度) (C)		
講習会受講者	800 人	981 人	787 人	98.4%	80.2%
相談等来館者	1,000 人	1,243 人	943 人	94.3%	75.9%
	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
	人	人	人	#DIV/0!	#DIV/0!
合 計	1,800 人	2,224 人	1,730 人	96.1%	77.8%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円、%)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (6 年度) (A)	前 年 度 (5 年度) (B)	評価対象年度 (6 年度) (C)		
県指定管理料	18,368	18,368	18,368	100.0%	100.0%
利用料金収入	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
その他	1	49	2	200.0%	4.1%
収 入 計 (a)	18,369	18,417	18,370	100.0%	99.7%

(2) 支出

人件費	13,941	13,354	13,333	95.6%	99.8%
施設管理費	1,613	1,624	1,613	100.0%	99.3%
事業運営費	3,599	4,078	3,471	96.4%	85.1%
その他	0	0	0	#DIV/0!	#DIV/0!
支 出 計 (b)	19,153	19,056	18,417	96.2%	96.6%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	-784	-639	-47	6.0%	7.4%
前期繰越収支差額				#DIV/0!	#DIV/0!
次期繰越収支差額				#DIV/0!	#DIV/0!

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲

6. 評価対象年度（ 6 年度）の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

主な視点	項 目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
					評価		評価
経済性	施設・設備の維持管理業務の実施	・消防用設備保守点検業務(年2回) ・受水槽・高架水槽清掃業務(年1回) ・定期清掃(毎週月曜日) ・除草等、排水溝清掃(各年1回) ・警備業務(毎日、当センターの無人時の機械警備) ・適切な維持補修に努めたが、施設の老朽化に起因する小修繕2件が生じた。		・当センターの維持管理を事業計画どおり、実施した。 ・昨年度、施設内に整備、確保した駐車場について、職員が除草や車止めのペイント等を行い、費用負担なく利用者の利便性を向上させた。 ・施設や設備機器等の老朽化が著しく、特に機器類は不調を生じることがあったが、調整等に努め、修繕等に至ることなく維持した。		A	A
	収支実績	上記「5. 管理運営収支実績」のとおり。		・収入については、指定管理協定に定める事業に収益を伴わないことから、もっぱら指定管理料に依存している。 ・支出のうち人件費について、時間外勤務はできるだけ振り替えるなどして、手当が急増しないよう努めた。 ・その他費用も節減に努めたが、託児の利用者が著しく減少するという予想外の事象が生じ、結果、関係経費負担が減少した。		A	A
効率性	管理運営体制	1. 職員5人を配置し、業務を実施した。 職務内容(一部兼務) 施設の管理責任者・防火責任者、経理担当職員、就業支援相談員、講習会事業支援員、電話相談員(日曜日の電話相談)を配置 2. 会議 理事会(開催2回)、評議員会(2回)、監事会(1回)、会長・副会長会議(10回)を開催し、円滑な業務執行かつ適切な法人運営に努めた。 3. 各種研修等受講 職員の職務能力の維持向上を図るため、令和6年度は以下の研修会に出席した。 ・職業紹介責任者講習 ・甲種防火管理者講習 ・Web研修「家族法改正 共同親権・養育費実務はどう変わる」		・事務を担う職員は、常勤職員4人、非常勤職員1人という極めて小規模な配置であり、指定管理事業に加え、自主事業や法人関連業務も担っており、日々効率的な事業実施を心掛けることによって何とか円滑な執行を確保している状態である。 - なお、団体規模を問わず各方面から求められる報告や照会対応等は、必要不可欠なものはあるものの、極めて大きな負担となっている。(職員規模が小さいほど大きな負担) ・役員と事務局との関係では、定期的な理事会等に加え会長、副会長会議を頻繁に行い、情報・意見を交換することで、円滑かつ適正な法人運営を実施することができた。 ・業務上必要とされる資格取得のための講習会や日常業務のスキルアップに繋がる研修会等に参加し、業務遂行体制の強化を図ることができた。		S	A
	人員体制	正規	4 人	非正規	1 人		
	運営業務(ソフト事業等)の実施	1. 母子父子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 (1)就業支援事業の実施 ①就職・転職支援セミナーの開催 ・7回、44人参加 ②就業相談事業の実施 ・求職登録者数:18人 ・相談件数:182件 (2)就業支援講習会の開催 ①介護職員初任者研修:24人受講修了し、15人が資格取得した。 ②パソコン(ワード2019、エクセル2019)30人受講修了、(30人がマイクロソフト検定合格) (3)ホームページによる情報の提供 就業支援講習会、職業紹介事業、各種相談事業に係る情報をホームページに掲載した。 2. 各種相談事業の実施 (1)一般相談事業:628件 (2)日曜電話相談事業:44件 (3)法律相談事業:6件		- 令和5年度以降、コロナ禍の影響が薄まったことから、講習会の開催は通年ベースに戻っており、就職・転職セミナーも当センターで7回開催した。 ・必要に応じて随時各種講習会受講生の就業相談を実施した。 ・研修期間中は毎回研修日誌を作成し、研修講師、受講生、当連合会事務局との連携を図った。 ・日曜電話相談、法律相談を事業計画どおり実施した。 ・一般相談件数は、メール利用者が増加していること、また、職員がきめ細かな対応をしたことで、前年度ほどではないものの高い水準が続いている。		A	A
	利用実績	上記「4. 施設利用実績」のとおり。		・コロナ禍による制限が緩和され、自粛ムードも薄まったこと等により、令和5年度の利用者数は著しく増加したが、6年度は落ち着きを取り戻した状況となった。 - 特徴的な事項として、託児の利用者数が延べ93人から13人へと著しく減少した。理由には、不明であるが、この傾向が継続する場合には、対応を検討する必要がある。 ・引き続き積極的な広報や連携の充実等に努め、利用者拡大に努めていく。		A	A

有効性	利用者サービスの向上	1. 各種講習の開催を日曜と平日の2コースとし、受講希望者の利便性に配慮している。 2. 受講者の子の託児を行い、受講者の利便性に配慮している。 ※託児児童：延べ13人 3. 「県政だより」、「仙台市政だより」、「各市町村広報」、当連合会ホームページ等への広報掲載、各ハローワーク、仙台市、母子福祉施設、各市町村母子福祉担当課、県各福祉事務所を通じての講習会開催の広報を行い、研修事業等の周知を図った。 4. ホームページの更新に努め、常に最新の情報を提供した。 5. 児童扶養手当現況届提出時を利用した、職員による広報、情報提供活動の実施を想定していたが、コロナ禍により提出方法の見直された影響もあり、実施には至らなかった。	・講習会では、開催方法や託児など、受講者の利便性に配慮した取り組みを継続しており、年度により多少の増減はあるものの、一定の受講者数を確保している。 ・機会を捉え、広報や情報提供に努めているが、児童扶養手当現況届提出時を利用した取り組みは、現状を踏まえて、新たな取り組みを検討していく必要が認められる。 ・令和5年度に就業支援講習会への申し込み手続きの簡便化を図るため、ホームページを改修し、WEBからの申し込みを可能にしたが、その後、利用が定着し、令和6年度はほぼWeb申し込みのみとなった。	A	・様々な広報媒体を活用し、事業の周知に努めている。また、講習会においては託児を行うなど、受講者の利便性の向上に努めている。就業支援講習会の申し込みにもWebを取り入れたことについても、利用者の利便性が向上している。	A
	利用者の苦情、要望等の把握とその反映	1. 就業支援講習会、就職・転職支援セミナー受講者全員にアンケートを実施し、事業内容等について受講者の意見を把握している。これらの意見は、会の事業展開の際の参考としている。 2. 当センター利用者の苦情処理・解決に関する体制を継続している。 3. 研修受講者、相談者、センターへの来館者の意見を把握するため、事務所にアンケート箱を常置している。	・アンケートの結果を集計・分析して、事後の事業の取り組みの参考、より良い手法の改善・向上の資料とした。また、今後も引き続き事業計画に反映して行く。 ・なお、令和6年度も苦情案件は無く、円滑に事業を執行できた。	A	・講習会等のアンケートや来館者の意見を集約して分析することなどにより、ニーズの把握や改善に努めている。	A
その他	県民の平等利用	1. 就業支援講習会や自主事業の開催に当たっては、幅広く、行政を始めとした関係機関に周知、広報を依頼し、指定管理事業の内容普及に努めた。 2. 当連合会のホームページ、県政だより等自治体広報誌への広報掲載依頼、関係機関へのリーフレット配布を通じて広報を行った。 3. 就業相談、就業情報提供及び電話相談等について幅広く広報を行った。	・個人情報保護の観点から、母子・父子あるいは寡婦であることの情報は公表されていないことから、誰もが視聴できるツールを活用し、広く広報することで、必要な方々に情報が届くよう努めた。 ・今後も、関係機関と連携を図り、広報の充実、最新の情報提供に努める。	A	・各種広報媒体を有効に活用し、利用者の利便性に配慮しながら幅広い情報提供に努めている。	A
	安全対策	1. 防火管理者を選任し、また当センター内の防火に係る分担を決め、周知を図った。 2. 消防用設備の保守点検(年2回)、受水槽、高架水槽の清掃と水質検査(年1回)を実施した。 3. 警備会社に機械警備業務を委託し、夜間、休日における当センターの安全確保を図った。 4. 研修受講生に対し、受講日の通学及び駐車場内での事故防止について周知した。	・個人情報保護の観点から、母子・父子あるいは寡婦であることの情報は公表されていないことから、誰もが視聴できるツールを活用し、広く広報することで、必要な方々に情報が届くよう努めた。 ・今後も、関係機関と連携を図り、広報の充実、最新の情報提供に努める。	A	・事業計画に基づき、適切に事業を実施している。	A

主な視点	項 目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】		県の評価 【施設所管課記入】	
			評価		評価	
その他	個人情報の保護	1. 連合会の個人情報保護規程を平成25年4月1日施行しており、事務局長を個人情報管理者と定め、職員、関係者に対し、適正な対応についての助言・指導を行っている。	当連合会の個人情報規程に則り、個人情報管理者の下、適正な情報の管理に努めた。		・個人情報保護規程に則り、適切に事務が執行されている。	
	自主事業の実施	1. 第68回東北・北海道地区母子専婦福祉研修大会(9月7日：札幌市)に、本県母連から13人が参加した。 2. 楽天ゴールデンイーグルスホームゲーム観戦招待は年間57試合の招待をいただいた。 3. 新入学児童30人に抽選でランドセルを贈呈した。 4. 児童の学習、絵本、歴史漫画、料理等の分野から4種類の図書を選定し、計20人に抽選で贈呈した。 5. NPO法人「おきおやつクラブ」から16回の食料提供があり希望するひとり親家庭及び受講生等219人に配布した。 6. 親子交流事業(日帰りバス旅行)(那須ハイランドパーク)を実施し、抽選で24世帯計63人(親24人、子供39人)が参加した。 7. 母子会のない県央地区の個人会員を対象に、七ヶ浜町においてカレーライスの会を開催し、総勢21人の参加を得た。	・自主事業については、限られた自主財源と多くの皆様からの有形・無形の大きなご支援を元に実施している。内容は様々であるが、多くは物品を配布したり、親子での楽しみの場を提供したりするもので、広い意味でのひとり親家庭の支援を行う内容となっている。 ・各事業について、参加者等からは概ね好評で、高い評価も得ており、今後も継続実施していくこととしている。 ・なお、母子会は、所属会員が高齢化し、また、帰属意識の低下等により新規会員の確保もままならず、会員数の減少傾向が続いている。一部地区母子会では、会の解散にも至っていることから、新たな会員獲得にも貢献できるような、参加者に魅力的な事業展開・事業実施についても、引き続き工夫していきたい。		・職員の資質向上や関係機関との連携強化を図るとともに、ひとり親家庭の福祉向上のため適切な自主事業を実施している。	
	その他の取組	1. 宮城県第二総合運動場、宮城県総合運動場(グランディ21)宿泊棟及び色麻町農業伝習館に缶飲料の自動販売機を設置し、自主財源の確保を図っている。現在4台体制となっている。 2. 宮城県の「わが社のe行動(eco do!)宣言」制度の環境配慮実践事業者認定を受けていることから、継続してその実践に努めている。 3. ハローワーク・マザーズハローワーク及び県社協福祉人材センター等から情報を収集し、求職登録者へきめ細かに事業者紹介を行っている。 4. 母子生活支援施設やみやぎ婦人会館等と連携し、他団体主催事業へ協力し、ひとり親家庭の親子の交流を図ると共に、県母連の広報を行った。 5. ひとり親家庭への支援について、関係機関等に依頼した。	・関係法令によって優先実施が認められている自動販売機事業については、コロナ禍の影響が薄まり、施設利用者が増加したこと、売り上げも増加傾向となった。 得られる収入は限られているが、実施可能な貴重な収益事業であるので、今後も設置の可能性を探っていきたい。 ・当会事業にご支援をいただいている地元経済界の関連団体(国際ソロプチミスト仙台)の上部団体である国際ソロプチミストアメリカが主催する、夢を生きる「女性のための教育・訓練賞」に、就業支援講習会(元)受講生2人が応募することを支援し、うち1人は入賞した。		・事業計画に基づき、適切な事業実施に努めている。 ・様々な機関と連携を図りながら、利用者支援の充実に努めている。	
	総合評価		・コロナ禍に伴う規制・制限が緩和され、自粛基調も収まった反動からか、令和5年度は施設利用者数等が著しく増加したが、6年度は落ち着いたを取り戻し、従前に近い状況の中での事業運営となった。 一方で、宮城県母子・父子福祉センターの移転が想定されたことから、通常以外の業務も発生し、通常ベースでの事業実施が難しい場面も生じた。 しかし最終的には、職員の積極的な、熱意ある取り組みで大過なく事業を展開することができた。 ・項目によっては計画以上の事業実施ができ、今後へ繋がるものもあった。		・総合的に適切な管理運営がなされている。 電話だけでなく電子メールでも相談を受け付けられるようにしたり、就業支援講習会にWeb申し込みを取り入れたりと、ひとり親家庭がより利用しやすくなるよう、工夫していた。 積極的に各関係機関や関係団体との交流・連携を図りながら、職員の資質向上やひとり親家庭への支援の充実にに向けた積極的な姿勢が評価できる。	

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評 価	評 価 の 考 え 方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評 価	評 価 の 考 え 方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項 目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	1. 令和7年度に、宮城県母子・父子福祉センターが宮城県仙台合同庁舎に移転することを踏まえると、従来の施設老朽化対策という問題からは解放されるものの、現在とは違った新しい環境、限られたスペースの中での事業展開が求められることになる。事業実施に伴い、何が発生するか予想困難な中で、事業を円滑に推進していくためには、ハード・ソフト両面における広範囲な対応が不可欠であり、令和7年度の最大の運営上の課題であると考えている。 2. 上記対応においては、膨大な作業を伴うことも予想され、その場合、例年並みの事業展開を、従前の人員体制で行うことが困難となり、事業によっては、事業実施時期の変更や内容の見直し等も避けられない場合もあると考えている。	1. センター移転に関しては、指定管理者と協力しながら、準備を行っていく。 2. 老朽化対策については、令和7年度に移転するため必要最低限の修繕となったが、対応するべき箇所については対応していただいた。 3. 移転後のセンターの事業に関しても、仙台合同庁舎の施設管理を行う仙台地方振興事務所とも相談しながら、限られたスペースでどのように適切な事業を実施してくべきか検討を行う。